

川口短期大学内部通報者等の保護に関する規程

平成20年 2月20日制定

(目 的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の趣旨に基づき、川口短期大学（以下「本学」という。）の職員等（本学に籍があるか否かを問わず本学において業務に従事する者及び本学の学生又はこれらであった者をいう。以下同じ。）からの組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談及び通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって、本学におけるコンプライアンス体制の強化に資することを目的とする。

(窓 口)

第2条 職員等からの通報の受付及び法令違反行為に該当するかを確認する等の相談の窓口を総務課に設置する。

(通報の方法)

第3条 通報及び相談の方法は、電話、電子メール、ファックス、書面又は面会とする。

(調 査)

第4条 本学は、通報された事項に関する事実関係について、調査しなければならない。

2 学長は、必要と認めるときは、調査委員会を設置することができる。

3 前項の調査委員会には、学外者を加えることができる。

(是正措置)

第5条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、学長は、速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

(通報者等の保護)

第6条 本学は、通報者等（法令違反行為に関する通報又は相談をした職員等をいう。以下同じ。）が通報又は相談したことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならない。

2 本学は、通報者等が通報又は相談したことを理由として、通報者等の職場環境等が悪化することのないように、適切な措置を執らなければならない。また、通報者等に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、就業規則その他本学が定めた規程等に従って処分を課すことができる。

(個人情報保護)

第7条 本学の教職員、学生及びこの規程に定める業務に携わる者は、通報又は相談された内容及び調査で得られた個人情報を他に漏らしてはならない。

2 本学は、正当な理由なく個人情報を他に漏らした者に対し、就業規則その他本学が定めた規程等に従って、処分を課すことができる。

(通 知)

第8条 本学は、通報者に対して、調査結果及び是正結果について、被通報者（その者が不正行為等を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。）のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

(不正の目的)

第9条 通報者等は、虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する通報その他の不正の目的の通報を行ってはならない。本学は、そのような通報を行った者に対し、就業規則その他本学が定めた規程等に従って、処分を課すことができる。

(通報又は相談を受けた者の責務)

第10条 通報又は相談を受けた者は、この規程に準じて誠実に対応するよう努めなければならない。

(所 管)

第11条 この規程に定める通報、相談、調査その他に関する事務は、総務課において処理する。

附 則

この規程は、平成20年2月20日から施行する。